**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

［表　別紙二　挿入］

［注１～24　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

**別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式略］

［注１　略］

２　２の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

［(1)～(3)　略］

(4)　第２条第１項第85号に掲げる無線設備にあつては、運用規則第137条の３に掲げる最大電力束密度の値を遵守していることを示す書類を添付すること。

３　２の(2)の欄は、「Ｆ３Ｅ　142MHzから162MHzまで」又は「Ｆ３Ｅ　143.54，149.01，149.03，153.33，165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の20の７、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の３まで、第11号の31から第11号の31の３まで、第11号の33から第11号の33の４まで、第21号の３、第53号、第54号の２、第54号の３若しくは第54号の５から第54号の５の３までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～セ　略］

(5)　第２条第１項第11号の19の３又は第54号の４に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局及び高高度基地局のチャネル間隔を「通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔は、５MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

［(6)　略］

［４～12　略］

［第二～第六　略］

**別表第一号**　［同上］

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

［同上］

ア　［同上］

［表　別紙一　挿入］

［注１～24　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

**別表第二号**　［同左］

第一　［同左］

［様式同左］

［注１　同左］

２　［同左］

［(1)～(3)　同左］

［新設］

３　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の３まで、第11号の31から第11号の31の３まで、第11号の33から第11号の33の３まで、第21号の３、第54号の２の２、第54号の３若しくは第54号の５から第54号の５の３までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～セ　同左］

(5)　第２条第１項第11号の19の３又は第54号の４に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔を「通信の相手方となる基地局のチャネル間隔は、５MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

［(6)　同左］

［４～12　同左］

［第二～第六　同左］